

保護者のみなさまへ

適正就学の取り組みについて

～住んでいる場所と違う住所を届けて入学・通学はできません～

本当に住んでいる場所と違う住所を届けて、本当は住んでいない校区の学校に通うことはできません。

もし住んでいない住所を届けて、違う学校に通学していることが分ったら、正しい校区の学校に転校していただくことになります。

すべての子どもたちが安心して勉強できるように、きちんとルールを守って学校に通っていただく必要があります。

保護者のみなさまも、適正就学の取り組みにご協力いただきますよう、なにとぞ、よろしくお願いします。

大阪市では、やむを得ない事情がある場合に、住んでいる場所以外の学校へ通うことを特別に許可する制度があります。

また、小学校及び中学校に入学する際に、住んでいる場所と違う校区の学校を選べる「学校選択制」という制度があります。

詳しく知りたいときは区役所や大阪市教育委員会に聞いてください。

令和7年1月

大阪市教育委員会

大阪市各区長